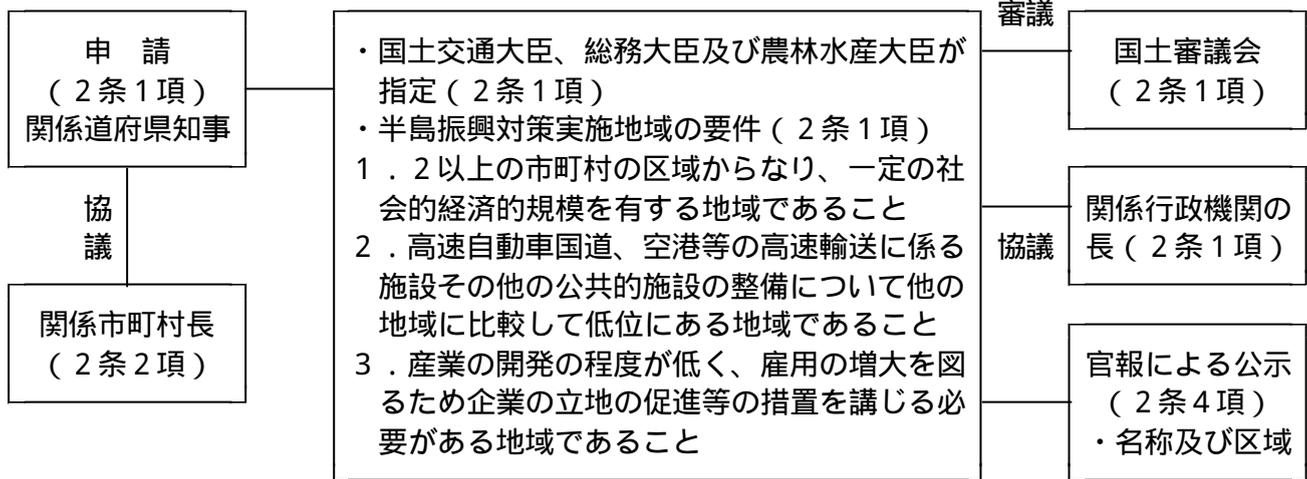


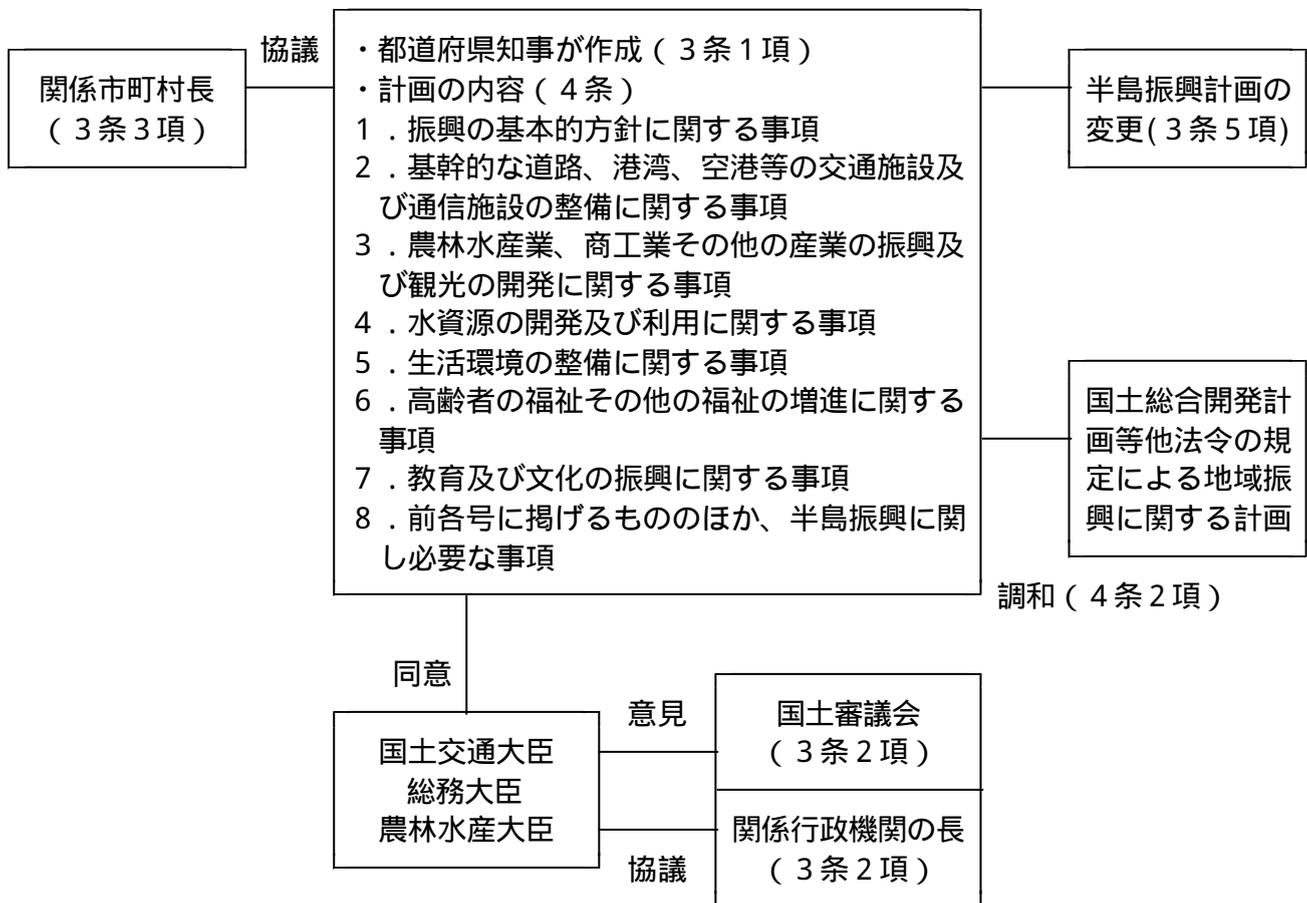
(参考) 半島振興法のスキーム

目的(1条)
 半島地域(架橋離島を含む。)について、広域的かつ総合的な特別対策の実施による地域振興
 地域住民の生活の向上・国土の均衡ある発展

<地域指定>



<半島振興計画の作成等>



< 計画に基づく事業の実施 >

当該事業に関する法律

- ・ 国、地方公共団体その他の者が実施（ 5 条）
- ・ 国の施策
 - 6 条 国は、...事業の実施に関し、必要な財政金融上の措置を講ずるよう配慮しなければならない。
 - 7 条 国は、...事業の実施に要する経費について、国の財政の許す範囲内において、その事業の円滑な実施を促進することに努めなければならない。
- ・ 地方債についての配慮
 - 8 条 地方公共団体が...行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については...特別の配慮をするものとする。
- ・ 資金の確保
 - 9 条 国及び地方公共団体は、...製造事業、運輸事業等を営む者が、...工場、事業場その他の施設の新設、増設、土地の取得、造成に要する経費に充てるために必要な資金の確保に努めなければならない。
- ・ 半島循環道路等の整備
 - 10 条 国は、...主要な道路であって、...地域の振興のために特に重要と認められるものとして国土交通大臣が指定するもの（半島循環道路等）の整備に関する事業については、その円滑な実施が促進されるよう特に配慮するものとする。
- ・ 基幹的な市町村道等の整備
 - 11 条 基幹的な市町村道等の新設及び改築については、半島振興計画に基づいて都道府県が行うことができる。これらの整備に要する経費にかかる国の負担又は補助については、これらを都道府県道等とみなす。
- ・ 小型航空機用飛行場等の整備
 - 12 条 国は、...地方公共団体が半島振興計画に基づいて実施する小型航空機用飛行場等の整備に関する事業については、その円滑な実施が促進されるよう適切な配慮をするものとする。
- ・ 情報の流通の円滑化及び通信体系の充実
 - 13 条 国及び地方公共団体は、...住民の生活の利便性の向上等を図るため、情報の流通の円滑化及び通信体系の充実について適切な配慮をするものとする。
- ・ 高齢者の福祉の増進
 - 14 条 国及び地方公共団体は、...高齢者の福祉の増進を図るため、...便宜を供与し、あわせて高齢者の居住の用に供するための施設の整備等について適切な配慮をするものとする。
- ・ 地域文化の振興等
 - 15 条 国及び地方公共団体は、...文化的所産の保存及び活用について適切な措置が講ぜられるよう努めるとともに、地域における文化の振興について適切な配慮をするものとする。
- ・ 税制上の措置
 - 16 条 国は、租税特別措置法の定めるところにより、...必要な措置を講ずる。
- ・ 地方税の不均一課税に伴う措置
 - 17 条 地方公共団体が、...固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、...自治省令で定める場合に該当するものと認められるときは、基準財政収入額は、...減収額のうち、自治省令で定めるところにより算定した額を...控除した額とする。